

天然林木材の管理
に関する

インドネシア共和国林業大臣規程
第 P. 41/Menhut-II/2014

唯一の神の恵みに基づき、
インドネシア共和国林業大臣は、

- a. 林産物及び森林の持続性に対する国家の権利を保護するために、森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号第 117 条第(1)を変更した政令 2008 年第 3 号に従い、林産物の管理化を通じて、林産物の統制及び販売を行う；
- b. 林業大臣規程第 P. 55/Menhut-II/2006 を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2009 に基づき、国有林木材の管理化が定められた；
- c. 汚職撲滅委員会の調査結果及び現状の展開を懸念し、高コストを削減するための競争力向上及び森林管理の改善をするために、天然林木材の管理化を再調整する必要がある；
- d. 上記に関連し、天然林木材の管理化に関する林業大臣規程を定める必要がある；

ことを考慮し、

1. 税金以外国家収入に関する法律 1997 年第 20 号（インドネシア共和国官報 1997 年第 43 号、インドネシア共和国官報補遺第 3687 号）；
2. 林業に関する法律 1999 年第 41 号（インドネシア共和国官報 1999 年第 167 号、インドネシア共和国官報補遺第 3888 号）を変更した法律 2004 年第 19 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 86 号、インドネシア共和国官報補遺第 4412 号）；
3. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 125 号、インドネシア共和国官報補遺第 4437 号）を数回変更した最終版法律 2008 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 59 号、インドネシア共和国官報補遺第 4844 号）；
4. 森林破壊防止及び撲滅に関する法律 2013 年第 18 号（インドネシア共和国官報 2013 年第 130 号）；
5. 再造林基金に関する政令 2002 年第 35 号（インドネシア共和国官報 2002 年第 67 号、インドネシア共和国官報補遺第 4207 号）を変更した政令 2007 年第 58 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 131 号、インドネシア共和国官報補遺第 4813 号）；
6. 森林企画に関する政令 2004 年第 44 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 146 号、インドネシア共和国官報補遺第 4452 号）；
7. 森林保護に関する政令 2004 年第 45 号（インドネシア共和国官報 2004 年第 147 号、インドネシア共和国官報補遺第 4453 号）を変更した政令 2009 年第 60 号（インドネシア共和国官報 2009 年第 137 号、インドネシア共和国官報補遺第 5056 号）；
8. 森林管理及び森林管理計画の作成及び森林の活用に関する政令 2007 年第 6 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 22 号、インドネシア共和国官報補遺第 4696 号）を変更した政令 2008 年第 3 号（インドネシア共和国官報 2008 年第 16 号、インドネシア共和国官報補遺第 4814 号）；

9. 政府、州政府、県／市政府の政務分担に関する政令 2007 年第 38 号（インドネシア共和国官報 2007 年第 82 号、インドネシア共和国官報補遺第 4737 号）；
10. 森林地区の使用に関する政令 2010 年第 24 号（インドネシア共和国官報 2010 年第 30 号、インドネシア共和国官報補遺第 5112 号）を変更した政令 2012 年第 61 号（インドネシア共和国官報 2012 年第 140 号、インドネシア共和国官報補遺第 5325 号）；
11. 林業省で適用する税金以外国家収入の種類及び税率に関する政令 2014 年第 12 号（インドネシア共和国官報 2014 年第 36 号）；
12. インドネシア・ブルサトゥ II 内閣の組閣に関する大統領決定 2009 年第 84/P 号を変更した大統領規程 2011 年第 59/P 号；
13. 省庁の立場、業務、機能及び省庁におけるエセロン I の組織構成、業務、機能に関する大統領規程 2010 年第 24 号を数回変更した大統領規程 2013 年第 56 号；
14. 生産林生産林における木材利用事業許可区域内での林学的システムに関する林業大臣規程第 P. 11/Menhut-II/2009（インドネシア共和国官報 2009 年第 24 号）；
15. 発見物、押収品、略奪品の林産物に対する競売の実施説明に関する林業大臣第 P. 48/Menhut-II/2006 を変更した、林業大臣第 P. 47/Menhut-II/2009；
16. 森林資源料（Provisi Sumber Daya Hutan（PSDH））及び再造林基金（Dana Reboisasi（DR））の賦課、回収、支払い方法の詳細説明に関する林業大臣規程第 P. 18/Menhut-II/2007；
17. 林業大臣規程第 P. 20/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 221 号）で変更した持続的生産林生産林管理における技術者の能力及び認定に関する林業大臣第 P. 58/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 52 号）；
18. 天然林及び生態系修復森林における木材利用における作業計画に関する林業大臣規程第 P. 56/Menhut-II/2009（インドネシア共和国官報 2009 年第 273 号）を変更した林業大臣規程第 P. 24/Menhut-II/2011（インドネシア共和国官報 2011 年第 233 号）；
19. 林業大臣第 P. 33/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 779）で変更した林業省の組織及び作業手順に関する林業大臣第 P. 40/Menhut-II/2010（インドネシア共和国官報 2010 年第 405 号）；
20. 木材に対する計測及び検査に関する林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2011（インドネシア共和国官報 2011 年第 320 号）；
21. 権利林産物の管理化に関する林業大臣規程第 P. 30/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 737 号）；
22. 許可保持者又は権利林に対する持続的生産林生産林管理の性能評価及び木材合法性検証における実施基準及び要領に関する林業大臣第 P. 38/Menhut-II/2009 を数回変更した最終版林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2012（インドネシア共和国官報 2012 年第 1272 号）；
23. 森林活用事業許可保持者に対する行政処分の実行に関する林業大臣規程第 P. 39/Menhut-II/2008（インドネシア共和国官報 2008 年第 14 号）；
24. インドネシア丸太の計測及び内容量表に関するインドネシア国家規格第 SNI 7533.1:2010；

に鑑み、

次を決定する：

決定：天然林木材の管理化に関する林業大臣規程

第1章 一般規定

第1条

本規程における用語は、次のように定義する。

1. 木材の管理化とは、生産企画、収穫又は伐採、計測及び検査、表示付け、運搬／流通、木材の加工に関する記録及び報告活動のことを言う。
2. 国有林とは、土地に対する権利が供与されていない土地の上に存在する森林のことを言う。
3. 生産林生産林とは、林産物を生産する主要機能を持つ森林地区のことを言う。
4. 天然林とは、土地に対する権利が供与されていない土地に樹木が自然に成長し、自然環境全体の一部として共存する状態を言う。
5. 許可保持者とは、有効な法令の規定に沿った天然林木材利用事業許可（IUPHHK - HA）／生態系修復森林木材利用事業許可（IUPHHK - RE）／森林地区借用許可（IPPKH）／木材回収許可（IPHHK）／木材利用許可（IPK）及びその他合法的許可の保持者のことを言う。
6. 以降 IUPHHK - HA と称する天然林木材利用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu pada Hutan Alam）とは、木材の収穫又は伐採、植林、維持、警備、販売などから構成する活動で、生産林生産林における天然木材を活用する許可のことを言う。
7. 以降 IPHHK と称する木材回収許可（Izin Pemungutan Hasil Hutan Kayu）とは、一定期間及び内容量で行う収穫及び運搬活動を通じて、生産林生産林における林産物である木材を回収する許可のことを言う。
8. 以降 IUPHHK-RE と称する天然林における生態系回復林産物木材活用事業許可（Izin Usaha Pemanfaatan Hasil Hutan Kayu Restorasi Ekosistem）とは、生物及びその生態系のバランスが取れるために、地区における生物要素（動植物）及非生物要素（土地、気候、地形）を在来のものに回復し、植林、富化、間伐、動物の捕獲、動植物の解放などを含む森林生態系の維持、保護、回復活動を通じて、その生態系の機能及び状態を維持するために、重要生態系を有する生産林生産林における天然林内で地区を開発するために供与される事業許可のことを言う。
9. 以降 IPK と称する木材活用許可（Izin Pemanfaatan Kayu）とは、転換可能で解放済みの生産林生産林地区、森林地区を交換した森林地区、借用許可による生産林生産林又は保護林の森林地区の使用、用途許可を供与されたその他の使用区域（Areal Penggunaan Lain (APL)）など木材を活用する許可のことを言う。
10. 以降 IPPKH と称する森林地区借用許可（Izin Pinjam Pakai Kawasan Hutan）とは、森林地区の機能及び用途を変更せずに、林業活動以外の開発目的で、森林地区を使用するために与えられる許可を言う。
11. 以降 KPHP と称する生産林生産林統一管理（Kesatuan Pengelolaan Hutan Produksi）とは、エリア全体又は一部が生産林生産林地区の森林統一管理のことを言う。
12. 土地に対する根拠／権利とは、所有権、事業利用権、使用権などの証書又は国家土地庁が認める土地所有／支配の形態で、森林地区外の土地を所有／支配する形態のことを言う。

13. 以降 PSDH と称する森林資源料 (Provisi Sumber Daya Hutan) とは、国有林から回収する林産物の本源的価値の代替として、許可保持者に賦課する料金のことである。
14. 以降 DR と称する再造林基金 (Dana Reboisasi) とは、緑化、森林再生、その他の支援活動のために木材を活用する許可保持者から回収される料金のことを言う。
15. 以降 PNT と称する立木価値代替金 (Penggantian Nilai Tegakan) とは、木材の利用許可、借用許可により林地使用権が発行される前から天然林からの林産物が存在する場合、森林資源手数料及び緑課金以外に、旧権利が棄権された後に事業利用権を有する森林地区、その他法令の規定に沿った活動などに対して国に支払うべきものである。
16. 以降一次産業と称する林産物一次産業とは、丸太 (Kayu Bulat (KB))、普通丸太 (Kayu Bulat Sedang (KBS))、小径丸太 (Kayu Bulat Kecil (KBK)) を半製品又は完成品に加工する産業のことを言う。
17. 以降高度産業と称する高度木材加工産業とは、原材料が木材一次産業及び／又は加工剤登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Olahan (TPT-KO)) 企業からの林産物を加工する産業のことを言う。
18. 以降統合産業と称する統合木材加工産業とは、一つの産業地かつ法人に存在する一次産業及び高度産業のことを言う。
19. 伐採作業区 (Blok Kerja Tebangan) とは 1 年の期間内に伐採される一定の森林面積単位のことを言う。
20. 伐採作業区画 (Petak Kerja Tebangan) とは、一定面積の伐採区の一部であり、同一の林学的システムで最小の活用事業区画のことを言う。
21. 以降 TPn と称する山土場 (Tempat Pengumpulan Kayu) とは、関連する伐採作業区画周辺の伐採林産物の集積をするための場所のことを言う。
22. 以降 TPK Hutan と称する貯木場 (Tempat Penimbunan Kayu Hutan) とは、許可保持者の区域内にある複数の山土場からの丸太／普通丸太／小径丸太を集積する許可保持者所有の場所のことを言う。
23. 以降 TPK Antara と称する林外貯木場 (Tempat Penimbunan Kayu Antara) とは、許可保持者の区域外に位置し、生産林生産林内及び／又は森林地区外にある貯木池 (Logpond) 又は貯木地 (Logyard) の形態で、一つ又は一つ以上の許可保持者から丸太及び／又は普通丸太及び／又は小径丸太を集積する場所のことを言う。
24. 以降 TPK Industri と称する産業貯木場 (Tempat Penimbunan Kayu Industri) とは、産業地及び／又は周辺に位置し、丸太及び／又は普通丸太及び／又は小径丸太を水上又は陸上 (貯木池又は貯木地) で集積する場所のことを言う。
25. 以降 TPT - KB と称する丸太登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Bulat) とは、林業又は木材分野で事業を行う企業所有の丸太／普通丸太／小径丸太を保管する場所のことを言う。
26. 以降 TPT - KO と称する加工材登録保管場 (Tempat Penampungan Terdaftar Kayu Olahan) とは、林業又は木材分野で事業を行う企業所有の加工材を保管する場所のことを言う。
27. 立木調査 (Timber cruising) とは、樹種、本数、直径、高さ、現場・環境状況に関する情報などを把握するために、(伐採する計画の) 樹木、コアー樹木、保護樹木、植林その他の現場データに対する計測、観察、記録活動で、定められた規定従って定められた頻度で行うことを言う。

28. 以降 LHC と略す立木調査報告書 (Laporan Hasil Cruising)とは、伐採作業区画における立木調査活動から取得した樹木データの処理結果で、樹木番号、樹種、直径、無枝樹木の高さ、木材量の見込みを記載するものを言う。
29. 計測野帳(Buku Ukur)とは、山土場にて作成される生産物からの木材計測及び検査結果の記録が記載されているもののことを言う。
30. 以降 LHP と称する生産結果報告書 (Laporan Hasil Produksi) とは、定められた区画／区での丸太／小径丸太の形をした樹木の伐採実績についての文書のことを言う。
31. 木材とは、天然林から回収する木材としての生物物体のことを言う。
32. 以降 KB と称する丸太 (Kayu Bulat) とは、一つ又は複数部に伐採され玉切りされた直径 50cm 以上の樹木の部分のことを言う。
33. 以降 KBS と称する普通丸太 (Kayu Bulat Sedang) とは、一つ又は複数部に伐採され玉切りされた直径 30 cm～49 cm の樹木の部分のことを言う。
34. 以降 KBK と称する小径丸太 (Kayu Bulat Kecil) とは、一つ又は複数部に伐採され玉切りされた直径 30 cm 未満又は直径 30 cm 以上で 40%を超えた心材部分が腐り及び／又は欠点があるために減少された樹木又はその他総局長が定めた木材から構成される木材の分類のことを言う。
35. 以降 KO と称する加工材 (Kayu Olahan) とは、木材一次産業 (IPHHK) 又は統合木材加工産業 (IPKT) で加工した製材 (一つ以上に削られた製材も含む)、合板 (ブロックボード及びベアコアも含む)、ベニヤ、フレーク／チップ (ウッドペレットも含む)、単板積層材 (LVL) の形をした丸太／普通丸太／小径丸太のことを言う。
36. 高度加工材 (Kayu Olahan Lanjutan) とは、木型材 (一つ以上に削られた製材は除く)、ダボ、建材部品 (ドア、窓枠、窓、屋根材)、家具部品に製材を加工したもののことを言う。
37. 丸太／普通丸太／小径丸太一覧表 (D-KB/KBS/KBK) とは、丸太／普通丸太／小径丸太の情報を記載する文書で、合法丸太証明書 (SKSKB) /丸太送り状 (FA-KB) 文書の発行根拠となり、合法丸太証明書／丸太送り状に添付するもののことを言う。
38. 以降 (D-KO) と称する加工材一覧表 (Daftar Kayu Olahan) とは、加工材の情報を記載する文書で、加工材送り状 (FA-KO) 文書の発行根拠となり、加工材送り状に添付するもののことを言う。
39. 以降 SKSKB と称する合法丸太証明書 (Surat Keterangan Sah Kayu Bulat) とは、合法的な許可区域から直接仕入れた丸太／普通丸太／小径丸太の林産物の輸送、支配、所有において添付される輸送文書のことを言う。
40. 以降 FA-KB と称する丸太送り状 (Faktur Angkutan Kayu Bulat) とは、合法的な許可区域から直接仕入れた丸太／普通丸太／小径丸太を継続輸送又は段階的輸送する際に使用する文書のことを言う。
41. 以降 SAL と称する競売輸送書 (Surat Angkutan Lelang) とは、発見物、押収品、略奪品からの競売品林産物である丸太／普通丸太／小径丸太／加工材を輸送する際たまに使用する輸送文書のことを言う。
42. 輸送説明書 (Nota Angkutan) とは、土地に対する根拠が発行される前のその他使用区域で自然に成長する樹木からの木炭、リサイクル木材、小径丸太をパイル、漁獲材、基礎材などに使用する木材の輸送、競売品加工材の継続輸送、港から文書元の目的地まで丸太／普通丸太／小径丸太を往復輸送のために使用する輸送文書のことを言う。

43. 企業説明書 (Nota Perusahaan) とは、加工材登録保管場又は高度産業からの高度加工材を輸送するために使用する輸送文書のことを言う。
44. 以降 FA - KO と称する加工材送り状 (Faktur Angkutan Kayu Olahan) とは、林産加工材を輸送するために使用する輸送文書のことを言う。
45. 立木担当者とは、立木担当者として指定された立木調査持続的生産林生産林管理技術者又は生産林生産林企画持続的生産林生産林管理技術者の資格を有する企業／許可保持者の社員のことを言う。
46. 生産結果報告書の作成者とは、生産結果報告書の作成担当者として指定された丸太検査持続的生産林生産林管理技術者 (GANISPHPL PKB) の資格を有する企業／許可保持者の社員のことを言う。
47. 以降 P2LHP と称する生産結果報告書承認職員 (Petugas Pengesah Laporan Hasil Produksi) とは、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の監督者 (WAS-GANISPHPL PKB) の資格を有する林業機関の職員又は丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の社員で、生産結果報告書を承認する業務、責任、権限が与えられた者のことを言う。
48. 以降 P2SKSKB と称する合法丸太証明書発行職員 (Petugas Penerbit Surat Keterangan Sah Kayu Bulat) とは、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の監督者の資格を有する林業機関の職員又は丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の社員で、合法丸太証明書を発行する権限を持つ者のことを言う。
49. 以降 P3KB と称する丸太受領検査員 (Petugas Pemeriksa Penerimaan Kayu Bulat) とは、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の監督者の資格を有する林業機関の職員のことを言う。
50. 丸太送り状／加工材送り状の発行者とは、持続的生産林生産林管理技術者の資格を有する林業企業の社員で、輸送する商品又は林産物に基づいて、丸太送り状／加工材送り状文書を発行する権限が与えられた者のことを言う。
51. 以降 LMK と称する木材移動報告書 (Laporan Mutasi Kayu) とは、貯木場、林外貯木場、丸太登録保管場、産業登録保管場で生産する丸太／普通丸太／小径丸太の受け入れ、送り出し、在庫の状況が把握できる文書のことを言う。
52. 以降 LMKO と称する加工材移動報告書 (Laporan Mutasi Kayu Olahan) とは、木材一次産業／統合産業及び加工材登録保管場で生産する加工材の受け入れ、送り出し、在庫の状況が把握できる文書のことを言う。
53. 総局長とは、林業指導を担当する総局長のことを言う。
54. 局長とは、林業料及び林産物流通指導を担当する局長のことを言う。
55. 州局とは、州における林業関連を担当する機関のことを言う。
56. 県／市局とは、県／市における林業関連を担当する機関のことを言う。
57. センターとは、総局長に報告義務をもつ直轄の実行事務所のことを言う。

第 2 部 趣旨及び目的

第 2 条

- (1) 木材の管理化の趣旨は、有効な規定に基づく許可に沿って管理、活用、回収される天然

林からの全ての木材に対する国の権利を保証するためである。

- (2) 木材の管理化の目的は、税金以外国家収入の形とした国の権利を取得するため及び有効な規定に沿った管理者又は許可保持者に活用される木材の合法性を保証するためである。

第 2 章 生産

第 1 部 生産計画

第 3 条

- (1) 天然林木材利用事業許可の生産計画は、作業区域における伐採計画の基づくものとする。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた伐採は、必ず天然林木材利用における年次作業計画に基づくものとする。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた天然林木材利用における年次作業計画の策定は、法令の規定に従うこと。

第 4 条

- (1) 山土場及び／又は貯木場は、許可保持者の幹部又は許可保持者から委任されたマネージャー級社員が確定し、計画文書に記載すること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた計画文書は、天然林木材利用における年次作業計画又は年次土地開拓計画で可能とする。
- (3) 貯木場の確定は、許可終了時に貯木場で木材在庫の残りがあった場合、すべての木材在庫が輸送されるまで、最大 1 年引き続き有効とする。
- (4) 森林地区内に存在する林外貯木場は、県／市局長が確定する。
- (5) 県／市局長が申請を受領してから 5 就業日以内に上記第 (4) 項で述べた林外貯木場を確定しない場合、州局長が林外貯木場を確定する。
- (6) 州局長が 5 就業日以内に上記第 (5) で述べた林外貯木場を確定しない場合、局長が林外貯木場を確定し、その実行はセンター長が行う。
- (7) 森林地区外に存在する林外貯木場は、許可保持者の幹部又は許可保持者から委任されたマネージャー級社員が確定する。
- (8) 上記第 (7) 項で述べた林外貯木場の確定は、県／市局長へ提出し、その写しを州局長及びセンター長へ配布する。

第 2 部 計測及び検査

第 5 条

- (1) 天然林からのすべての木材に対し、法令の規定に従い、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者によって山土場にて樹種の確定、計測及び／又は検査を行う。
- (2) 生産林地で人工林開発のための地ごしらえ地域からの、又は紙パルプ産業用チップ原

料のために利用される国有林以外地からの丸太／普通丸太／小径丸太では、材積の測定は、樹種グループごとに積み上げて換算率を使用する層積法で行う。

- (3) 上記第 (2) 項で述べた換算率の確定に関する詳細規定は、総局長規程で定める。
- (4) 上記第 (1) 項で述べた計測及び／又は検査結果は、計測野帳に記録し、生産結果報告書を作成する根拠となる。
- (5) 計測及び／又は検査済みの林産物は、必ず一本単位で計測したものと層積法で計測したものを分けること。

第 3 部 生産結果報告書 (LHP) の作成及び承認

第 1 段落 木材の表示付け

第 6 条

- (1) 一本単位で計測及び／又は検査された丸太／普通丸太は、玉切りの切り面及び／又は本体に樹木番号、伐採区画番号、直径、長さ、樹種を、すぐに消せないように刻み込むか又はペンキで表示付けすること。
- (2) 層積で計測及び／又は検査された小径丸太は、集積に集積番号、伐採区画番号、集積の長さ、幅、高さ、樹種をすぐに消せない表示物で表示付けし又は見やすくするように集積の横又は前にペンキで塗ること。
- (3) オンライン木材管理情報システム (SI-PUHH Online) を導入した天然林木材利用事業許可保持者は、玉切りの切り面及び／又は側面に伐採区画番号、樹木番号、バーコード ID を表示付けすること。
- (4) 玉切りが一つの樹木からの場合、玉切りの番号は樹木の番号の他、根本からの玉切り本数に沿って A、B 等の文字を付け加えること。(例：102A、102B 等)。当該玉切りを再切断した場合、A、B 等の文字の次に a、b 等の文字を付け加えること。(例：102Aa、102Ab 等)。

第 2 段落 生産結果報告書の作成及び承認

第 7 条

- (1) 上記第 5 条第 (2) 項で述べた計測野帳で記録した木材の各計測結果は、少なくとも月 2 回の頻度で必ず生産結果報告書を作成し、承認のために生産結果報告書承認職員に提出すること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた生産結果報告書は、丸太／普通丸太／小径丸太の各分類別に作成すること。
- (3) 許可保持者が、薪、基礎材、漁獲材、チーク及び／又はウリンの切り株として小径丸太を生産する場合、個別の生産結果報告書を作成すること。
- (4) 上記第 (1) 項で述べた生産結果報告書の承認は、山土場又は貯木場で生産結果報告書承認職員として指名された丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が行う。
- (5) 生産結果報告書が上記第 (4) 項で述べた貯木場で作成し、承認された場合、森林資源料、緑課金、立木価値代替金が支払い済みと未払いの集積を分けること。
- (6) 生産結果報告書を受領してから 2x24 時間以内に、生産結果報告書作成者が提出した生

産結果報告書の承認をするための確認を上記第（４）項で述べた生産結果報告書承認職員が行っていない場合、生産結果報告書の承認は、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が行うことができる。

- (7) 上記第（６）項で述べた承認された生産結果報告書の真実性に対する説明責任は、印紙付きの証明書を作成することにより、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が負う。
- (8) 生産結果報告書作成者は、生産実績がない場合、必ず理由を明記した上で、「無し」の内容を記載する丸太／普通丸太／小径丸太の生産結果報告書を作成し、生産結果報告書承認職員に提出すること。
- (9) 丸太／普通丸太／小径丸太の生産結果報告書は伐採作業区別に作成すること。一つの伐採作業区が二つ以上の県／市に存在する場合、丸太／普通丸太／小径丸太の生産結果報告書は、各県／市に対して作成すること。
- (10) 承認された生産結果報告書は、必ず 5 就業日以内に許可保持者より森林資源料、再造林基金、立木価値代替金回収職員に報告すること。
- (11) 許可保持者は、承認された生産結果報告書に基づき、法令の規定に沿った方法で森林資源料、再造林基金、立木価値代替金を必ず支払うこと。
- (12) 生産結果報告書は、前回の生産結果報告書における森林資源料、再造林基金、立木価値代替金が支払い済みの場合に、承認する。
- (13) 森林開拓活動結果及び／又は密集林学的システムの植林ラインにおける土地づくり結果により、天然林木材利用事業許可保持者によって伐採された 10 cm 以上の各木材は、必ずそれを活用し、生産結果報告書に記載すること。
- (14) 直径 10 cm 以上の伐採された木材は、必ず天然林木材利用事業許可以外の許可保持者が生産結果報告書に記載すること。
- (15) 承認された生産結果報告書及びその概要は、県／市局長に報告し、その写しを州局長、センター長、回収職員、合法丸太証明書発行職員に配布する。
- (16) 生産結果報告書が上記第（６）項で述べた丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が承認した場合、森林資源料、再造林基金、立木価値代替金の支払命令書発行者は、必ず 2x24 時間以内に森林資源料、緑課金、立木価値代替金の支払命令書を発行すること。
- (17) 上記第（16）項で述べた森林資源料、緑課金、立木価値代替金の支払命令書発行者が、森林資源料、再造林基金、立木価値代替金の支払命令書を発行しない場合、印紙付き説明書を作成することで自己評価を作成すること。

第 3 段落

自然成長樹木からの丸太／小径丸太生産結果報告書の作成及び承認

第 8 条

- (1) 土地に対する根拠が発行される前に、自然成長樹木を伐採する土地権利者は、国家土地庁が認める証書／所有証拠／土地支配の写しを添付した上で、必ず県／市局長に報告すること。
- (2) 上記第（１）項で述べた土地に対する根拠は、木材の活用又は回収における許可として同じ扱いとする。
- (3) 県／市局長は、上記第（１）項で述べた報告書に基づき、生産林生産林企画持続的生産林生産林管理技術者の監督者を指名し、有効な規定に沿って可能性調査を実施し、そ

の結果を検証報告書に記載し、権利所有者による伐採の基準とする。

- (4) 上記第(3)項で述べた伐採結果は、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者より生産結果報告書が作成され、県/市局長に報告する。
- (5) 県/市局長は、上記第(4)項で述べた報告書に基づき、生産結果報告書を承認するよう、丸太検査持続的生産林生産林管理技術の監督者に命じる。
- (6) 生産結果報告書を受領してから 2x24 時間以内に、上記第(5)項で述べた丸太検査持続的生産林生産林管理技術の監督者が承認をするための確認を行っていない場合、生産結果報告書の承認は、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が行う。
- (7) 上記第(6)項で述べた承認された生産結果報告書の真実性に対する説明責任は、印紙付きの証明書を作成することにより、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者が負う。
- (8) 生産結果報告書作成者は、生産実績がない場合、必ず理由を明記した上で、「無し」の内容を記載する丸太/普通丸太/小径丸太の生産結果報告書を作成し、生産結果報告書承認職員に提出すること。
- (9) 権利所有者が上記第(4)項で述べた丸太検査持続的生産林生産林管理技術者を有さない場合、生産結果報告書は、丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の監督者が作成することができる。
- (10) 生産結果報告書作成者として指名された丸太検査持続的生産林生産林管理技術者の管理者は、同じ権利所有者の生産結果報告書承認者として兼任することはできない。
- (11) 承認された生産結果報告書は、森林資源料、再造林基金、価値代替金の計算/賦課基準となる。

第4段落

森林地区借用許可における生産結果報告書の作成及び承認

第9条

- (1) 森林地区借用許可保持者は、必ず立木調査持続的生産林生産林管理技術者又は生産林生産林企画持続的生産林管理技術者による年次土地開拓作業計画に沿った立木調査を行うこと。
- (2) 立木調査に基づき、伐採基準となる生産結果報告書及び生産結果報告書の概要を作成すること。
- (3) 森林地区借用許可保持者が立木調査持続的生産林管理技術者又は生産林企画持続的生産林管理技術者を有さない場合、立木調査は、作業区域周辺の森林地区借用許可保持者他者又は森林企画コンサルタントを使用して行うことができる。
- (4) 上記第(2)項で述べた伐採物木材は、法令の規定に沿って必ず丸太検査持続的生産林管理技術者が計測し、生産結果報告書を作成すること。
- (5) 上記第(4)項で述べた生産結果報告書は、県/市局長に報告すること。
- (6) 現地の県/市局長は、上記第(5)項で述べた報告書に基づき、丸太検査持続的生産林管理技術の監督者を、次の適合性を確認するように指名すること。
 - a. 借用許可に沿った位置に基づく伐採区域；及び
 - b. 生産結果報告書と現物木材。
- (7) 上記第(6)項で述べた確認結果が一致する場合、丸太検査持続的生産林管理技術者は生産結果報告書を承認すること。

- (8) 生産結果報告書を受領してから 2x24 時間以内に、上記第 (6) 項で述べた丸太検査持続的生産林管理技術者の監督者が承認をするための確認を行っていない場合、生産結果報告書の承認は丸太検査持続的生産林管理技術者が行うことができる。
- (9) 上記第 (8) 項で述べた承認された生産結果報告書の真実性に対する説明責任は、印紙付きの証明書を作成することにより、丸太検査持続的生産林管理技術者が負うこと。
- (10) 承認された生産結果報告書は、森林資源料、再造林基金、価値代替金の賦課基準となる。

第 3 章 木材の運搬

第 10 条

- (1) 木材の運搬、支配、所有には、合法林産物説明書である運搬文書を必ず添えること。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた木材の運搬文書は次を含む。
 - a. 合法丸太証明書 (SKSKB) 及び／又は丸太一覧表 (DKB) ；
 - b. 丸太送り状 (FA - KB) 及び／又は送り状用丸太一覧表 (DKB - FA) ；
 - c. 加工材送り状 (FA - KO) 及び／又は加工材一覧表 (DK - O) ；
 - d. 競売輸送書 (SAL) ；又は
 - e. 輸送説明書 ；
- (3) 上記第 (2) 項で述べた運搬文書の使用は、次の場合にのみ有効とする。
 - a. 一回の使用 ；
 - b. 一つの所有者 ；
 - c. 一種類の林産物商品 ；
 - d. 一台の運搬機又は運搬機列又はコンテナ ；及び
 - e. 一つの輸送目的地。
- (4) 上記第 (3) 項 d 号で述べた運搬文書が運搬機列に使用する場合、当該運搬機列での丸太／普通丸太／小径丸太の種類及び内容量は、運搬文書に記載すること。
- (5) 上記第 (3) 項 d 号で述べた条件である一つの運搬機の使用は、トランジット及び運搬機の変更が発生する輸送には適用外である。

第 11 条

- (1) 天然林における合法的許可区域内の貯木場から許可区域外の目的地への丸太／普通丸太／小径丸太の各輸送は、必ず合法丸太証明書を添付すること。
- (2) 林外貯木場又は丸太登録保管場又は産業からの丸太／普通丸太／小径丸太の各継続輸送は、必ず当該許可保持者企業所有の丸太送り状文書を添付すること。
- (3) 産業から別の産業への丸太／普通丸太／小径丸太の各輸送は、輸送元産業の丸太送り状文書を使用する。
- (4) 木材加工産業から及び／又は木材加工産業への加工材の各輸送は、必ず加工材送り状を添付すること。
- (5) 上記第 (4) 項で述べた木材加工産業とは、一次産業、高度産業、統合産業のことを

言う。

- (6) 発見物、押収品、略奪品の競売品木材の各輸送は、必ず競売輸送書を添付すること。
- (7) 加工材登録保管場から木材加工以外の目的での輸送は、輸送説明書を使用する。
- (8) 土地に対する根拠が発行される前のその他使用区域での自然成長樹木からの、直接基礎材、漁獲材、パイルに使用する小径丸太の輸送は、輸送説明書を使用する。
- (9) 一般港でトランジット及び荷下ろしする丸太／普通丸太／小径丸太／加工材を合法木材証明書／丸太送り状／加工材送り状／競売輸送書文書の目的地へ往復する輸送は、輸送説明書を使用する。
- (10) 木材加工産業以外の販売店／売り手からの加工材及び高度加工材の輸送は、輸送説明書を使用する。
- (11) 上記第 10 条第 (3) 項 a 号、b 号、c 号、d 号、e 号で述べた運搬文書を使用する木材の輸送において、出荷元、輸送者、受取先は、出荷、輸送、受け取る文書及び現物の真実性に対する説明責任を負う。

第 2 部 運搬文書の発行

第 12 条

- (1) オンライン木材管理情報システムを未導入の天然林木材利用事業許可における合法木材証明書の発行は、公式評価 (official assessment) により実施する。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた合法木材証明書発行者は、丸太検査持続的生産林管理技術者の監督者の資格を有する林業機関の職員である。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた合法木材証明書の発行は、合法木材証明書発行が申請されてから、2x24 時間以内に行う。
- (4) 上記第 (3) 項で述べた合法木材証明書が 2x24 時間以内に合法木材証明書発行者から発行されていない場合、合法木材証明書の発行は、丸太検査持続的生産林管理技術者が行うことができる。
- (5) 上記第 (4) 項で述べた合法丸太説明の真実性に対する説明責任は、印紙付きの証明書を作成することにより、丸太検査持続的生産林管理技術者が負う。
- (6) 天然林木材利用事業許可保持者がオンライン木材管理情報システムを導入した場合、合法木材証明書は、許可保持者の自己評価により発行する。
- (7) 上記第 (6) 項で述べた合法木材証明書発行者は、丸太検査持続的生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の社員である。
- (8) 合法木材証明書が発行できる木材は、承認された生産結果報告書の木材で、森林資源料、緑課金、立木価値代替金が支払い済みのものである。

第 13 条

- (1) 丸太送り状は丸太送り状発行者、加工材送り状は加工材送り状発行者より自己評価で発行する。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた丸太／加工材送り状発行者は、能力に沿った持続的生産林管理技術者の資格を有する企業／許可保持者の担当者で、許可保持者より指名される。

- (3) 競売輸送書は、県／市局長の指名に基づき、能力に沿った持続的生産林管理技術者の監督者より発行される。
- (4) 輸送説明書は、能力に沿った持続的生産林管理技術者の資格を有する許可保持者の担当者より自己評価で発行する。

第 3 部 丸太登録保管場及び加工材登録保管場

第 14 条

- (1) 丸太／加工材保管場は、保管場の位置候補案を添付した上で、木材分野で事業を行う企業又は個人の申請に基づき、県／市局長が決定する。
- (2) 丸太／加工材保管場決定の手順及び要件は、シンプルさ、効果、効率性を考慮した上で、県／市局長が別途定める。
- (3) 県／市局長が 2 就業日以内に上記第 (1) 項で述べた丸太／加工材保管場を決定しない場合、局長は丸太／加工材保管場を決定することができ、その実行はセンター長が行う。
- (4) 上記第 (1) で述べた丸太／加工材保管場としての決定の写しは、州局長及びセンター長に提出する。
- (5) 丸太／加工材保管場の決定は 3 年間有効とし、必要に応じて延長することができる。
- (6) 丸太／加工材保管場は、木材の加工を禁止する。
- (7) 丸太／加工材保管場が、上記第 (6) 項で述べた違反をした場合、発行／決定した県／市局長又は職員より丸太／加工材保管場の決定を取り消す。

第 4 部 目的地における運搬文書の取り扱い

第 15 条

- (1) 目的地における丸太／普通丸太／小径丸太の受け入れに対する各運搬文書は、当該木材を受領してから 1x24 時間以内に、無効化するために必ず丸太受領検査員として指名された丸太検査持続的生産林管理技術者の監督者に報告し、法令の規定に沿った方法で事務的及び現物確認を実施する。
- (2) 上記第 (1) 項で述べた丸太受領検査員が 1x24 時間以内に文書を無効化しない場合、運搬文書の無効化並びに事務的及び現物確認は、丸太検査持続的生産林管理技術者が行う。
- (3) 上記第 (1) 項で述べた文書が 1x24 時間以内に無効化してから、丸太受領検査員が事務的及び現物確認をまだ行ってない場合、事務的及び現物確認は、丸太検査持続的生産林管理技術者が行う。
- (4) 目的地での丸太／普通丸太／小径丸太が、オンライン木材管理情報システムを導入した許可保持者からの場合、各文書の無効化、そして事務的及び現物確認は、法令の規定に沿った方法で丸太検査持続的生産林管理技術者が行う。
- (5) 上記第 (4) 項で述べた丸太検査持続的生産林管理技術者は、許可保持者より丸太／普通丸太／小径丸太の受領をする権限が与えられ、指名された許可保持者の社員であ

る。

- (6) 丸太保管場／産業から職人／小規模家業へ丸太／普通丸太／小径丸太を輸送するための丸太送り状は、受領者が無効化する。
- (7) 木材加工産業又は加工材保管場で木材を受領する際、加工材送り状は、能力に沿った持続的生産林管理技術者が無効化する。

第 16 条

- (1) 陸上運搬機を使用する丸太／普通丸太／小径丸太の輸送で、フェリーポート又は一般港で運搬機の変更がない場合、合法木材証明書／丸太送り状を新たに発行する必要はない。
- (2) 一般港でトランジット及び荷下ろしする丸太／普通丸太／小径丸太／加工材の継続輸送で、一部又はすべての目的地が合法木材証明書／丸太送り状／加工材送り状／競売輸送書に記載されている内容に変更があった場合、木材受領技術者は文書を無効化し、目的地変更報告書を作成し、元の合法木材証明書／丸太送り状／加工材送り状／競売輸送書の写しを添付した上で、新たな文書として丸太送り状／輸送説明書を発行する。
- (3) 上記第 (2) 項で述べた元の合法木材証明書／丸太送り状／加工材送り状／競売輸送書と新たな文書との適合性の説明責任は、印紙付き説明書を作成することにより、企業のマネージャーが負う。

第 4 章

木材移動報告書の作成

第 17 条

- (1) 各貯木場／林外貯木場／丸太登録保管場／産業登録保管場において、必ず丸太移動報告書 (LM - KB) 及び／又は小径丸太移動報告書 (LM - KBK) を作成すること。
- (2) 一次産業／統合産業／加工材保管場企業の許可保持者は、毎月必ず加工材移動報告書 (LM - K0) を作成すること。
- (3) 上記第 (1) 項及び第 (2) 項で述べた丸太／小径丸太移動報告書及び加工材移動報告書は、必ず現物丸太／加工材の数量、種類、内容量と一致すること。

第 5 章

輸出／輸入林産物及び競売林産物の管理化

第 18 条

- (1) 競売品丸太／普通丸太／小径丸太／加工材の一斉又は段階的輸送は、競売証明書に基づき、県／市局長からの指名後、能力に沿った持続的生産林管理技術者の監督者が発行する運搬文書である競売輸送書を必ず添付すること。
- (2) 競売林産物の継続輸送における運搬文書は、
 - a. 丸太の場合、丸太送り状；及び
 - b. 加工材の場合、輸送説明書。

第 19 条

- (1) 一般港からの加工材輸出の実行において、港への輸送は、輸出物品申告書 (Pemberitahuan Ekspor Barang (PEB)) の記入基準となる企業説明書を必ず添付す

ること。

- (2) 丸太及び／又は加工材を輸入する事業者又は個人は、マニフェスト又は船荷証券である輸入書類を添付した上で、必ず一般港に出向している林業機関職員に報告すること。
- (3) 一般港から木材加工産業への上記第(2)項で述べた輸入木材の輸送は、輸入書類を添付した上で、木材所有者が発行する輸送説明書を添えること。

第6章

輸送フォームの雛形の標準化及び調達

第20条

- (1) 上記第10条第(2)項で述べた輸送フォームの雛形は、総局長が決定する。
- (2) 合法木材証明書フォームの調達は、総局長が行い、偽造ルピア撲滅調整庁(BOTASUPAL)で登録されている偽造防止印刷会社で印刷する。
- (3) 丸太送り状フォームの調達は、許可保持者／丸太登録保管場／産業が行い、丸太送り状のシリアル番号確定後、偽造ルピア撲滅調整庁で登録されている偽造防止印刷会社で印刷する。
- (4) 上記第(3)項で述べた丸太送り状のシリアル番号は、センター長が確定する。
- (5) 加工材送り状フォームの調達は、一次産業、高度産業、統合産業、加工材保管場の許可保持者が行い、当該企業幹部による加工材送り状のシリアル番号を確定した上で、一般印刷会社で印刷する。
- (6) 製材としての加工材の輸送に限り、加工材送り状フォームは偽造ルピア撲滅調整庁で登録されている偽造防止印刷会社で印刷する。

第7章 報告

第21条

- (1) 許可保持者及び事業主は、県／市局長に対し、必ず林産物管理化の実施に関する月次報告の概要を報告し、その写しをセンター長に配布すること。
- (2) 県／市局長は、総局長を代表する局長に対し、必ず作業区域内における木材管理化の実施に関する次報告概要のまとめを報告し、その写しを州林業局長及びセンター長に配布すること。

第8章 指導及び統制

第22条

- (1) 州局は、作業区域内における林産物の管理化実施に対し、指導及び統制を行う。
- (2) 県／市局は、作業区域内における林産物の管理化実施に対し、指導及び監督を行う。
- (3) センターは、作業区域内における林産物の管理化実施に対し、技術的指導及び監督を行う。
- (4) 上記第(1)項、第(2)項、第(3)項で述べた指導、統制、監督の実施は、州局長又は県／市局長又はセンター長の指名に基づき、能力に沿った持続的生産林管理技術

者の監督者が行う。

- (5) 持続的生産林管理技術者の監督者は、州局長又は県／市局長又はセンター長に対し、上記第(4)項で述べた指導、監督、統制の実施結果を報告する。

第 23 条

- (1) 丸太／普通丸太／小径丸太の事務的、生産、輸送、在庫の報告データの真実性/適合性を把握するために、年次作業計画の年末又は合法的な許可の有効期限の期末に、許可保持者は、生産結果報告書承認職員と一緒に、実地棚卸を行うこと。
- (2) 許可保持者がオンライン木材管理情報システムを導入した場合、実地棚卸は、企業の丸太検査持続的生産林管理技術者が行うこと。
- (3) 上記第(1)項で述べた実地棚卸は、年1回のみ行うこと。
- (4) 上記第(1)項及び第(2)項で述べた実地棚卸の実施結果は、実地棚卸報告書に記載し、県／市局長に報告し、その写しを州局長及びセンター長に配布すること。

第 9 章 制裁

第 24 条

- (1) 木材の管理化活動を実施しない許可保持者は、法令の規定に従い、行政処分が与えられる。
- (2) 上記第(1)項で述べた木材の管理化活動は次を含む。
 - a. 立木調査結果に沿った立木調査報告書の作成；
 - b. 木材の計測及び／又は検査結果に基づいた生産結果報告書の作成；
 - c. 現物林産物の種類、数量又は内容量に沿った生産結果報告書の作成；
 - d. 伐採された樹木に関する生産結果報告書の作成；
 - e. 時間軸に従って承認された生産結果報告書の報告；
 - f. 合法木材証明書に沿った産地における木材の記載；
 - g. 合法木材証明書に沿った目的地における木材の荷下ろし；及び／又は
 - h. 有効な合法林産物証明書による木材の輸送の整備；

第 25 条

- (1) オンライン木材管理情報システムを導入した天然林木材利用事業許可保持者が、オンライン木材管理情報システムの規定に沿って義務を履行せず、警告を与えたにも関わらず、規定に沿って義務を引き続き履行しない場合、自己評価による合法木材証明書発行の優遇を停止すること。
- (2) 生産結果報告書承認職員、丸太受領検査員、合法丸太証明書発行職員が、定められた時間軸に沿って、累計3回に及び業務を遂行しない場合、生産結果報告書承認職員／丸太受領検査員／合法丸太証明書発行職員として解任される行政処分が与えられる。
- (3) 生産結果報告書承認職員又は持続的生産林管理技術者が、前期の生産結果報告書に対する森林資源料、緑課金、立木価値代替金の支払いを完済する前に、生産結果報告書を承認した場合、持続的生産林管理技術者カード又は持続的生産林管理技術者の監督

者カードの取り消しという、行政処分が与えられる。

第 11 章 その他の規定

第 26 条

- (1) 合法の許可区域から直接輸送する丸太／普通丸太／小径丸太／加工材の場合、合法木材証明書は合法文書であり、かつ国有林産物から私物に変更した証明でもある。
- (2) 天然林木材利用事業許可保持者は、本規程が有効してから最大 1 年間に、必ずオンライン木材管理情報システムを導入すること。
- (3) 加工材の検証結果において、流通に加工材の現物と文書に不適合が発見された場合、加工材の原産、出荷産業／登録保管場の合法性を含む文書合法性に関する追跡を行うこと。
- (4) 生産結果報告書承認職員、丸太受領検査員、合法木材証明書発行職員、森林資源料／緑課金／立木価値代替金の回収職員には、有効な法令の規定に従い、表彰、林産管理化職員手当、能力向上、再教育などの優遇が与えることができる。

第 27 条

木材の管理化実施要領は、総局長規程で別途定める。

第 12 章 移行規定

第 28 条

- (1) 本規程が発効される前に指名された林産物管理化職員は、指定の期限が終了するまで、引き続き有効とする。
- (2) 本規程が発効する前に、有効な法令に基づいて確定された林外貯木場は、本規程に基づいて、林外貯木場として引き続き有効とする。
- (3) 許可が未取得の丸太登録保管場に対して、県／市局長による場所及び所有権の検証後、丸太送り状の発行を認めることができる。
- (4) 本規程が発効する前に、県／市局長から確定を取得した加工材登録保管場は、確定期限が終了するまで引き続き有効とする。
- (5) 本規程が発効する前に印刷された合法木材証明書、丸太送り状、加工材送り状のフォームは、引き続き有効とする。
- (6) 第 15 条第 (4) 項で述べた産業が、オンラインによる丸太／普通丸太の受領を行うことができない場合、丸太／普通丸太の受領は丸太受領検査員が行う。

第 14 章 終章

第 29 条

本規程が発効の際、国有林木材の管理化に関する林業大臣規程第 P. 55/Menhut-II/2006 を数

回変更した、最終版林業大臣規程第 P. 45/Menhut-II/2009、特に天然林木材の管理化を定める規定は、取り消され、失効する。

第 30 条

本大臣規程は、立法日の 30 日後より有効とする。

各自が把握できるよう、本大臣規程をインドネシア共和国官報へ記載するよう、命じる。

2014 年 6 月 10 日
ジャカルタにて制定。

インドネシア共和国
林業大臣

署名

ズルキフリ・ハサン

2014 年 6 月 11 日
ジャカルタにて立法。

インドネシア共和国
法務人権大臣

署名

アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2014 年第 775 号

本写しは、原本と同内容である。

法務・組織部長

署名

クリスナ・リヤ